

Title	唐宋時代の胥吏をあらわす典について：典吏・典史と関連して
Sub Title	On the term "Tien (典)" representing a rank of clerk in T'ang (唐) : Sung (宋) Dynasties, with special reference to Tien li (典吏) and Tien shih (典史)
Author	長谷川, 誠夫(Hasegawa, Yoshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1979
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.49, No.2/3 (1979. 6) ,p.53(163)- 79(189)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19790600-0053

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

唐宋時代の胥吏をあらわす典について

— 典吏・典史と関連して —

長谷川誠夫

はじめに

- 一 唐、五代に見える典
- 二 唐、五代に見える典吏・典史
- 三 宋代に見える典
- 四 宋代に見える典吏・典史
おわりに

はじめに

胥吏制度、とくに唐、宋時代の胥吏制度については先学の多くの論考があつて、それぞれの方面からその制度を明らかにされて⁽¹⁾いる。しかしこれから述べようとする「典」字に、古典・典籍という書籍の意味、典売・典入などという質入れの意味の他に、胥吏を意味する用法があることをまとめて取扱つたものはないようである。

唐、宋時代の胥吏をあらわす典について

いま、「胥吏」の字義にふれた諸論文からその語が「庶人にして官にある者」の汎称となつていく経緯をまとめてみると、その言葉は、古くは「周礼」に「府史胥徒」として見え、⁽²⁾南北朝以来それぞれ異なる来歴を持つ「胥」・「吏」一字によつても表わされ、⁽³⁾南北朝の梁代には両者を併せた「胥吏」なる語もあらわれ、⁽⁴⁾唐代では以上の「胥」・「吏」・「胥吏」とも中央政府から派遣された官員に対して、その階層全体を示す語として用いられて⁽⁵⁾いたようである。狭義

には「胥吏」とは官衙において文案を取扱う庶人をいうのであるが、広義には官衙において肉体労働に奉仕する人々をも指して使用することもあり、唐末、五代にあらわれる「所由」、「節級」なる語はこのような広義の胥吏をあらわす語として使用されたことも明らかにされている。⁽⁷⁾

一方では、唐代その胥吏の個々の職名をあらわす語として、中央に「都事」「主事」「令史」「書令史」などが、⁽⁸⁾ 州県には「佐」「史」「帳史」などの名称が見え、⁽⁹⁾ 以上の名称は中央の流外品を有する内職掌人と、それに属さない外職掌人とに分けて用いられたことも既に説かれている。⁽¹⁰⁾ そしてこれらの職名は「安史の乱」の後、節度使が跋扈し律令体制が崩壊するのにもなつて、節度使をはじめ、度支使、塩鉄使など令外の官たる使職の官衙に置かれた「孔目官」系統の職名⁽¹¹⁾ にとって代られ、五代の節度使体制下の社会を経て宋代に受け継がれていくのである。

この変化は単に胥吏の職名の変化だけではなく、唐から宋への中央、地方を含めた支配機構の変化、所謂「唐宋変革期」とよばれる大きな社会変革の影を色濃く反映してい

るといふことができる。そこでこれから述べようとする「典」なる語が個々の胥吏の職名を示すものなら、唐から宋までを併せて考察することは以上の変革を全く考慮に入れない無謀な考えとも映るかも知れない。しかしこの唐から宋にあらわれる「典」なる語は、前述の所由、節級の如く広く役人^{えきじん}をも含めた内容を示す語でもなく、令史・孔目官などの個々の職名でもなく、本来の胥吏の職掌ともいえる官衙で文案を取扱う庶人の汎称として一貫して用いられているようである。更に宋代にはこの「典」なる語の意味内容を明示した記載が二ヶ所に見えている。即ち、「宋会要輯稿」職官48、鎮将には、宋初、県尉を置いて従来の鎮将の主る所を郭内だけにしたことを述べた後に

又有鎮典主文案、所由供役使、無定数、
とあり、同書、同巻の県官の条にも、開宝七年、郷を廢して分ちて管と為したことに続けて、

諸鎮將・副將・都虞候同掌警邏盜賊之事、有典以主文案、所由以役使、皆無定数、

とあるものがそれである。この両者の場合、直接には鎮に

置かれた者を指しているのではあるが、特に後者の場合など広く「典」なる者として定義したものとも考えられる。このように少なくとも宋代においては「典」なる語が文案を取扱う胥吏として考えられていたのである。

またこの「典」なる語が「吏」・「史」なる語と組み合わせられた「典吏」・「典史」なる語も唐代から史料に散見し、引き続き宋代にも用いられている。宋代の「典吏」・「典史」については、周藤吉之氏は「宋代州県の職役と胥吏の発展」⁽¹²⁾のなかで「典史」は都孔目官を指し、南宋では「典史」「典吏」ともいわれたとされている。

そこで以上の問題について、唐、五代から宋に至る「典」の用例、「典吏」・「典史」の用例をあげ、とくに宋代には「典史」・「典吏」が胥吏の一職名である都孔目官であるとする周藤氏の所論にも関連させて「典」の用法について述べていきたい。

また後世、例えば明、清においては「典吏」はなお中央、地方におかれた胥吏の一職名として、他方「典史」は県におかれた下級官の名称として用いられ、それぞれ異っ

たものを指す用語となっている。この点については、ここでは最後に二、三の所説についてその一部に触れたにすぎない。今のところ宋代にそのような用法は見出せないが、他日機会があればこの点についても詳しく考えてみたいと思っている。

一 唐、五代に見える典

宋代、典なる語が文案を行なう胥吏を明示している例は前掲の如くである。それでは唐、五代においても典なる語が文案を取扱う胥吏の汎称として使用されたであろうか。この点について、ここでは先ず一字としての典の用例と、修飾語が上についてそれぞれ異なった意味をもつ案典、蔵典、県典などの例、また船越泰次氏が「五代節度使体制下に於ける末端支配の考察―所由、節級考―」の中で一部触れられている五代の本典、官典なる語についても考察していきたい。

一字の典で胥吏を示している例としては、「大唐六典」卷二吏部の条に、

凡別敕差使、事務繁劇要重者、給判官二人、毎判官并使
及副使、各給典二人、非繁劇者、判官一人、典二人、使
及副使各給典一人、

とあり、これは別敕によって使としての職務につく官僚に
対して、事務多忙な部署には判官二人が給され、その判官
と使・副使にそれぞれ典が二人ずつ給され、一方、多忙で
ない部署には判官が一人とそこに典二人、使・副使には典
が一人ずつ給されることを規定したもので、ここでは典が
使・副使、判官などと併記され、ある種の職掌を示す語と
して用いられている。更に「新唐書」卷一二六、張九齡伝
には、

(玄宗) 又將以涼州都督牛仙客為尚書、九齡執曰、不可、
尚書古納言、唐家用旧相、不然歷内外責任妙有德望者
為之、仙客河湟一使典耳、

とあり、張九齡が胥吏出身の牛仙客の尚書就任に反対した
發言中に「一使典」という文字が見えている。彼の伝(「旧
唐書」卷一〇三)によれば、

初為県小吏、県令傳文靜甚重之、文靜後為隴右營田使、

引仙客參預其事、

とあり、彼が初め県の小吏だった時、県令傳文靜にその才
を認められ、文靜が後に隴右營田使となるや、彼もその政
治に参預したことが記されている。即ち張九齡が言った
「河湟の一使典」という言葉は、前掲の「六典」中にある
規定の如く、使職たる隴右營田使の傳文靜に給された典を
指し、それに県吏出身の牛仙客が任ぜられていたというの
である。要するに「六典」中に用いられた典なる語は使職
に給された胥吏を指すものだったわけである。また「資治
通鑑」卷二二〇、唐紀、肅宗至德二載冬十月の条の、

其府県所由・祇承人等受賊驅使追捕者、皆収繫之、

という記事の胡三省の註に、「所由人、有所監典、祇承人、聽
指呼給使令而已」という一句が見え、役人をも含めた広義
の胥吏を示す所由を監督する典とよばれる胥吏がいたとい
うことを註している。これは胡三省の時代(宋末元初)の
呼称を示したともとれるが、前掲の「六典」中の用法とも
併せ考えれば、当時既にこう称せられていたのであろう。

この典に修飾語がつき、異なった意味をもつ例も唐、五

代の文献中に散見する。たとえば「旧唐書」卷六三、裴矩伝には、

太宗初即位、務止姦吏、或聞諸曹案典、多有受賂者、乃遣人以財物試之、有司門令史受餽絹一匹、太宗怒、將殺之、とあって、案典という語が見えている。前述の如く宋代には典なる語自身にも文案を取扱う胥吏の意味があるが、ここでは「案」の字を添えて「案牘を取扱う胥吏」という意味を強調したものであろう。また文中に、実際に賄賂を受け取った司門令史なる語が見えるが、これは刑部司門に五人置かれた胥吏の職名で、令史の職掌は「旧唐書」卷四三、職官二の尚書都省条の注に、

凡令史掌案文簿、亭長・掌固・檢校省門戸倉庫庁事陳設之事、

とあって、文簿を扱う胥吏であることが記されている。案典というのはこの令史をも含む胥吏の汎称として用いられているようである。

同様に、五代に見える例としては、「資治通鑑」卷二八一、後晋紀、高祖天福三年三月の条に、

唐、宋時代の胥吏をあらわす典について

中書舍人李詳上疏、以為、十年以来、赦令屢降、諸道職掌皆許推恩、而藩方薦論、動踰數百、乃至藏典・書吏・優伶・奴僕、

とあり、ここでも胡三省は「藏典、主帑藏之吏」と註している。本文中に藏典と併記されている書吏なる語は、後世、たとえば清代に用いられるような書吏との同義語⁽¹³⁾ではなく、書記を職掌とするような胥吏⁽¹⁴⁾をいったものである。また、「五代会要」卷二五、雜錄、後周顯德四年二月六日の勅節文には、

諸道州府所管屬縣、每年秋夏徵料了畢後、多是却追県典、上州会末文鈔、因茲科配斂掠、

とあって、県典という語が見えている。この文章について周藤吉之氏は「諸道の州府は属県で毎年夏秋両税を徵収し畢った後に、多くそれらの県典(吏)を追究して、州に送らせて末文鈔を會計しこれによって県吏から科斂していた⁽¹⁵⁾」とされ、この県典を県吏と言い変えられている。

以上の諸例は一つの職名ではなく、さまざまの職掌につき、文案を取扱う胥吏を示していることは明らかである

う。ところが本典・官典なる語も唐、五代の文献にあらわれ、これらは一つの史料だけでは何を意味するか明らかではない場合がある。またこの二者については、前述の如く船越氏が所由、節級の所論の中で一部触れられている。⁽¹⁶⁾そこで氏の掲げられた史料と他の関連するものを列挙して改めて考察してみたい。

(1) 近年已来、諸道州府及在京諸司、所送考解、多是稽違、自今後所申送考簿、如違格限二十日不到、其本判官并録事参軍、伏請、各罰一百直、本典勾官、請委本道科責

〔冊府元龜二、卷六三六、銓選部、考課二、後唐天成元年十月三日〕

(2) 起今後、諸州府更有供申考簿違格限申到者、本判官并録事参軍、各罰五十直、其録事参軍、仍殿一選、本勾押官典委本州各行科断⁽¹⁷⁾

〔同右〕、後周、広順三年三月十四日勅節文

(3) 起今後、秋夏徵賦、省限滿後、十分係欠三分者、具令主簿罰一百直、勒停、録事参軍・本曹官罰七十直、殿兩選、孔目官罰七十直、降職次、本孔目勾押官典決停、

本判官罰七十直

〔同右〕、卷四八八、邦計部後周広順元年七月勅

(4) 其勅收戸……如鄉村妄勅戸及坐家破逃亡者、許人糾告、勘責不虛、其本府与鄉村所由、各決脊杖八十、刺面本処牢城執役、県司本典知情並同罪、

〔五代會要〕卷二〇、後晋天福八年三月十八日勅

以上の四種の史料は、(1)、(2)が考課に関するもの、(3)・(4)が徴税に関するもので、いずれも五代にみえるものである。確かに(1)や(4)の例だけでは本典というある職名の胥吏が存在するようにもとれるが、以上の四例に共通して、「本」字が官員、胥吏を問わず、そこで述べられている考課や徴税に直接関係した者を示していることに気づくはずである。即ち、(1)、(2)で考えれば、地方官の考簿を中央に申送すべき期限に遅れた担当の判官、各曹に対して責任を負うべき録事参軍が官員としての処罰の対象となっており、その官員の下で文案を取扱った胥吏(典)も同様に処罰されることをいうものであろう。(1)の例であれば、直接担当した胥吏(本典)と「勾官」⁽¹⁸⁾即ち後にそれを検査すべき役の胥吏が、(2)の場合であれば、「勾押官」という直接

關係した胥吏（本勾押官典）が処罰されたものであろう。

(3) の徵税の場合も、中央で定めた期限を過ぎて規定額の三割を欠いた県の県令・主簿と、州の徵税担当の判官・曹官、⁽¹⁹⁾

及び前述の如く各曹に対し責任をもつ録事参军が処罰の対象になっており、州の胥吏も直接徵税事務に關係した者（本孔目・勾押官典）は処罰の上免職処分に、他の者（孔目官）も処罰の上職次を降す処分を受けたのであろう。

(4) も同様に、税額を増すために妄りに創戸を行なったり人戸の逃亡に關係した者は州府の胥吏と郷村の所由を罰するだけではなく、管下の県で徵税に關係する胥吏（本典）も知情であれば処罰するというものである。即ち、以上の諸例から本典とは考課とか徵税などの職掌に直接關係した典をいうものであろう。

官典の場合も同様に史料を列挙してみよう。

(5) 今請、諸司諸使所管官錢戸、並依台省舉本納利人例、諸司諸使更不得妄有準勅給牒身免差遣夫役、及有過犯、許作府県处分、如官典有違、請必科处、使及長官、奏聽進止、其先給牒者、並仰本司本使收毀、入後在人戸処收

毀不尽、其官典必有科責、

〔唐會要〕卷九三、諸司諸色本錢下
元和六年五月、御史中丞柳公綽奏請

(6) 自乾符二年正月昧爽已前、大辟罪以下、罪無輕重、已發覺未發覺、已結正未結正、繫囚見徒常赦所不原者、咸赦除之、唯犯十惡叛逆已上、及故殺人、官典犯入已贓、兼情涉巨蠹、……并不在原免之限、⁽²⁰⁾
〔唐大詔令集〕卷七二、
乾符二年南郊赦

(7) 今後諸州府所納稗草、每二十束別加耗一束、充場司耗折、其每束上旧納盤纏錢一文、仰官典同供繫豎、一分明上歷、至納遣了絶已来、公使不得輒將出外、

〔五代會要〕卷二五、雜錄、
後唐長興二年閏五月勅

(8) 度支戸部塩鉄三司奏、准今年六月勅、令三司官典及諸色場庫所由等、其孔目・句檢・句覆・支対・句押・權遣指引進庫官・門官等、請許服細葛布折造、及無紋綾充衫及袍襖、依前通服緑、闔銀藍鉄充腰帶、不得乘毛色大

馬、鞍轡踏鐙用礮石、

〔唐會要〕、卷三一、
輿服上、雜錄、太和六年七月

以上のように官典という語は五代だけではなく、既に唐代にも見えている。また、(5)・(6)・(7)の史料では一見すると官員と典(胥吏)とを一括し、「その両者とも」の意味に使用されているともとれなくはなさそうである。後述の如くその例は宋代に一例見えるのであるが、ここではちがった用法である。はじめの(5)の史料は公廩本錢(21)に関するものである。今、ごく簡単にその沿革を述べれば、唐初、政府が各司に公解本錢を支給し、それを胥吏に運転させて高利貸業や商行為を営ませ、その利益を官庁の経費などにあてたもので、その胥吏を「捉錢令史」と呼んだり、後には「令史・府士・胥士」などを任命して行なわせたりしたこともあった。種々の弊害のため改廢が繰り返されたが、開元十八年に復活された。復活後は初期とちがって民戸をしてこれに当らしめ、彼らは「捉錢戸」「利錢戸」とよばれ、徭役を免除された。(5)では、その民戸の中に罪を犯して府県に処罰されるのを恐れ、不正に捉錢戸の牒身を得た例があったため、御史中丞柳公綽が諸司諸使が妄りに牒身を給し

て捉錢戸の徭役を免ずることを禁じ、并せて捉錢戸に犯罪人がいた場合府県の処分を許すように奏請したもので、本文中に諸司諸使の官典が不正を犯して牒身を給した場合は処罰せよとある以上、この官典は諸司諸使の官衙でその牒身の出納の事務にあたる胥吏を指すことは明らかである。(6)は乾符二年の南郊赦においてその恩赦の及ぶ範圍を示したもので、十惡のうち謀反・惡逆以上の者(22)、故殺人を犯した者などと並べて官典の贓罪を犯した者がその除外例とされている。ここでは官典というものが金錢などの出納を行ない、贓罪を犯す可能性のある胥吏といえるであろう。又、(7)の例は五代の州府に納める稗草(23)の加耗(23)(めべり)に関する勅で、「官典に仰じて繫豎(署)せしめ、一分明に上歴し」云々とあり、ここでも官典がその事務を行なうことが述べられている。以上の諸例だけでは官典が文案を取扱う胥吏であることは明らかであるが、それ以上にいかなる胥吏を示すものかは不明である。ところが(8)の度支戸部塩鉄三司が今年(太和六年)六月の勅に准じて、管下の官典や諸色場庫の所由等の服色を定めんことを奏し

た史料により、さまざまなることが明らかになる。まず太和六年六月の勅は「冊府元龜」卷六一、帝王部、立制度に見えており、そちらの方では専ら流内官の服色の規定がなされていゝる。即ち(8)で触れているのは胥吏、役人、庶民の服色だけであつて、ここに見える官典はある胥吏だけを示す語である。また本文中に、「其の孔目(官)・句檢(官)・句覆(官)・支対(官)・句押(官)・權遣指引進庫官・門官等⁽²⁴⁾」とあることから、これら一連の某某官と稱する典(胥吏)を官典と稱したことも明らかである。即ち官典と呼ばれる胥吏は、三司などの諸司、節度使などの諸使をはじめ州府におかれてさまざまなる事務にあつていた孔目官、句押官などのように、胥吏でありながら官名を有するものの汎稱を指すものである。本典の史料(2)、(3)にみえる「本句押官典」、「本孔目・句押官典」とはそのうちのあつる職務に直接関係した句押官とか孔目官とかを指したもので、判官・曹官などの官員と彼らを區別するために下に典をつけたものと思われる。

以上の如く唐五代においても典なる語が文案を取扱う胥

唐、宋時代の胥吏をあらわす典について

吏の汎稱として使用されていることが明らかになった。しかしその中で掲げた諸史料は唐といつても律令体制が崩れた後のものや、更に五代のものも多く、實際は官典、即ち孔目官などの胥吏を指すものが大半であらう。そこでこの典なる語は孔目官などの胥吏(吏人^{II}六七頁参照)だけを指すとも考えられなくはない。しかし一例とはいへ唐初期の史料(「旧唐書」、裴矩伝)にも見え、次に述べる典吏・典史の例をも併せ考えると、やはり文案を取扱う胥吏の汎稱とした方が妥当であると思われる。

二 唐、五代に見える典吏・典史

典なる語と吏・史とを組合わせた「典吏」・「典史」なる語も既に唐、五代から散見している。これは前述の如く、胥吏という語がそれぞれ胥・吏各一字でも用いられ、一方では胥吏と熟されてもほぼ同様な意味を示すのと同じく、文案を取扱う胥吏を意味する典と吏・史とが組合わされた語で、双方とも一字の典とほぼ同じ内容を示すものである。

まず典吏なる語から見ていくと、この例はすでに隋代に一例見えており、それは「隋書」卷二五、刑法志に、

上又以典吏久居其職、肆情為姦、諸州具佐史三年一代、
經任者不得重居之、

とあるものである。この文の典吏は同じ文中に見える州具佐史を含むことは明らかで、州具の佐史は唐代、外職掌人と呼ばれたことも既に触れたところである。⁽²⁵⁾しかしこの典吏は外職掌人のみを指すとは限らないように、唐の例でいえば、「通典」卷三三、職官十五、總論具佐の条に、

大唐、具^レ有^レ令、而置^レ七司、一如郡制、丞為副貳、主簿上
轄、尉分理諸曹、録事省受符歷、佐史行其簿書、

とあるように、簿書を行なう佐史の職掌を指していったものであるろう。ついで唐代の例としては、「唐会要」卷六七員外官、景竜二年十月の条に、兵部尚書韋嗣立が員外官の非を上疏して、

而今務進不避僥倖者、接踵比肩、布于文武之列、補授無
限、員闕不供、遂至員外置官、數倍正闕、官署典吏、困
于祇承、府庫倉儲竭于資奉、

と述べた部分に見えている。これは定員以外に「員外」と称して多くの官員を増したのでは、その下の官署の典吏はその使役の多きに苦しみ、府庫の蓄えはその俸給のために竭きてしまうと述べたもので、この典吏も中央、地方を問わず広く文書を扱う吏を言ったものであろう。又、同書、卷九一、内外官料錢上、儀鳳三年八月二日の詔に、

如文武内外官、應給俸料課錢、及公廩料度、封戸租調
等、遠近不均、貴賤有異、輸納簡選、事甚艱難、運送脚
錢、損費實広、公廩出舉廻易、典吏因此侵漁、無字之
法、豈合如此、

とあり、同書、卷九三、諸司諸色本錢上、宝応元年の勅にも、

諸色本錢、比來將放与人、或府具自取、及貧人將捉、非
惟積利不納、亦且兼本破除、今請、一切不得与官人及窮
百姓并貧典吏、

とあって両方に典吏なる語が見えている。この両者とも前にも触れた公廩本錢に関する史料で、前者は高宗永徽元年に公廩本錢が一時廃止された後のもの、後者は開元十八年

に復活され、民戸をも捉銭戸、利銭戸として当らせるようにしてからのものである。この両者でも捉銭令史を指すだけではなく、より広い範囲の胥吏ととれるものである。

また前掲の「唐大詔令集」乾符二年南郊赦には、

度支戸部塩鉄三司応収管在城及諸州府諸場監院、所欠咸通十年已前諸色錢物斛斗等、前年十月十二日赦文、并令放免、(中略)赦書下後、限一箇月内、具放免錢物單數、分析聞奏、如更稽違、本勾当郎官、当議貶黜、典吏等痛加懲斷停解、

とあって、官典とともに典吏なる語も見えている。この場合も度支戸部塩鉄三司が収管する在城及び諸州府、諸場、監、院に所属して、諸色錢物斛斗等の文案を扱う胥吏を広く指していったものである。

以上のように典吏も、典の用法と同じく広く文書を扱う胥吏をいうもので、佐史や令史などの一つの胥吏の職名を指すものではないようである。

この典吏とともに典史なる語も例は少ないが唐、五代の史料に見えている。史にも「府史胥徒」の語からもわかる

唐、宋時代の胥吏をあらわす典について

ように胥吏の意味があり、その意味で代用されたものか、⁽²⁶⁾又、吏と史とは字形が類似しているので筆写の際に混同される場合もあったのであろう。この例としては、これも公廩本錢に関するものであるが、「唐会要」卷九一、内外官料錢上、開元六年七月に見える秘書少監崔沔の「議州県官月料錢狀」の中に、⁽²⁷⁾

頃以州県典吏、并捉官錢、收利數多、破産者衆、なる一句が見えているが、ほぼ同様の記事が、「新唐書」卷五五、食貨五には、

州県典史捉公廩本錢者、收利十之七、富戸幸免徭役、貧者破産甚多、秘書少監崔沔請、計戸均出、每丁加升尺、所増蓋少、逃亡漸復、倉庫充實、然後取於正賦、罷新加者、

と見えていて、こちらでは典吏を典史に代えている。五代にも「冊府元龜」卷六五、帝王部、發号令の後唐天成四年五月の勅に、

以諸州典史、与県官同謀聚斂、發覺之後、便各逃竄、宜令嚴加捕捉、如不獲、罪在長吏及同居親切骨肉、

と典史の語が見えている。恐らく典史は典吏と同じもので、その示す意味も典吏と同一であろう。村上嘉実氏は旧唐書から胥吏という語を数多く検出されているが、それらの語は新唐書には胥史となっていることである。⁽²⁸⁾これも典史と典史が同じであることの一証左となるであろう。

また、宋代にはこの吏と史とを熟語として胥吏一般を示す用例があるのでここに掲げておこう。それは「宋史」卷一六二職官二、宣徽院の条に、

其吏史則有都勾押官・勾押官各一人、前行三人、後行十

二、分掌四案、

とあり、「皇朝類苑」卷七〇、詐妄謬誤の条に、

京師百司庫務、毎年春秋賽神、各以本司余物貨易、以具酒饌、至時吏史列坐、合樂終日、

ともある二例である。前者の場合は都勾押官以下全体を吏史といったものであろうし、後者も京師の百司、庫務のどの胥吏も毎年春秋には賽神会と称する宴会を開くことをいっただものである。⁽²⁹⁾宋でもこの吏と史はほぼ同一の内容を表わしているのであろう。

三 宋代に見える典

宋代に典なる語の意味内容を明示した記載があったことはすでに触れた如くであるが、それ以外にも北宋、南宋を通じて胥吏をあらわす典の例は数多く見えている。ここでも唐、五代の場合と同じく一字の典の例と、上に修飾する語のついた例に分けて述べていきたい。

一字で用いられた他の例は、今のところ「宋史」卷一六四、職官四に、

御藥院…… 典八人、藥童十一人、匠七人。

尚衣庫使…… 典一人、匠四人、掌庫十人。

內衣物庫…… 典八人、掌庫三十一人。

新衣庫…… 典十人、掌庫五十五人。

朝服、法物庫…… 典三人、掌庫三十人。

鞍轡庫…… 勾管一人、典五人、掌庫十四人。

などに見える例だけであるが、この場合も肉体労働に従事する者に対してそれぞれ出納の文案を取扱う胥吏を指したものであろう。

次に修飾する語が上についた例としては、主典なる語が見え、「作邑自箴」巻五、規矩には、

一、在禁公事、勾追干照人未到、稍違引内日限、仰主典稟覆、

とあり、「慶元条法事類」巻七三、刑獄門の断獄勅に、

諸録事司理司法參軍、於本司檢法有不当者、与主典同為老等、

とも見え、更に「宋史」、巻一六六、職官六の河南、応天府の条には、

使院牙職、左右軍巡悉同開封、而主典以下差減其數、

とも見えている。この主典³⁰は文案を取扱う胥吏の責任者を指すものと思われ、河南、応天府の場合は都孔目官を指しているのであろう。³¹

また專典なる語も見え、蘇軾の「奏議集」巻六、奏為法

外刺配罪人待罪状には、

近年民間、例織輕疎糊菓紬絹以備送納、和買夏稅官吏、

欲行揀扱、而姦猾人戸及攬納人、遞相扇和、不納好絹、

(中略) 上京綱運、歲有估剝、日以滋多、去年估剝、至

唐、宋時代の胥吏をあらわす典について

九十餘貫、元納專典、枷鎖鞭達、典売竭產有不能償、姑息之弊、一至於此、

とあり、「宋史」職官五の少府監の条に、³²

旧置南郊祭器庫監官二人、太廟祭器法物庫監官二人、掌祠祭器服之名物、各有專典、

ともあり、南宋の例としては「宋会要輯稿」、食貨35、鈔旁印帳の紹興二十一年五月十五日、前權知舒州李觀民の上言に、

民戸納苗稅之類、惟憑朱鈔為照、其間專典・鄉司等人、作受納之弊、有已納錢物、不即時鎖簿、多端邀阻、致成

掛欠、重疊追擾、其害甚大、

とも見えている。以上の專典とは、唐、五代に用いられた本典とほぼ同様な用法で、ある定まった職名を指すのではなくそれぞれの職掌に関係した典(胥吏)を意味するものであろう。

また、唐五代の例でも触れた官典という語も見えている。「宋史」巻七、真宗本紀二には、

(景德) 二年春正月庚戌朔、以契丹講和、大赦天下、非故鬪殺、放火強盜、偽造符印、犯贓官典、十惡至死者、

悉除之、

とあり、「宋会要輯稿」食貨11、版籍、仁宗天聖三年七月の京西勸農使の言には、諸州の夏秋稅簿が不備なので多くの稅賦が失陥してしまふという弊害をあげ、その対策として、

應逐県夏秋稅・版簿、並先椿本県元額・管納戸口・稅物都數、次開說見納・見逃數・及逐村甲名稅數、官典勘對送本州請印訖、更令本州官勘對朱鑿、勘同官典姓名書字結罪、勒勾院点勘、如無差偽、使州印訖、付本県収掌勾銷、

という州県間の手続きを勵行するようにと上言している。

「宋史」に見える官典の場合、前掲の「唐大詔令集」乾符二年の南郊赦の条文と類似した文章⁽³³⁾なので、この官典は孔目官系統の胥吏を指すものと考えられるが、後者の場合は明らかに官と吏との併称である。というのは、その手続きに「官典は勘對して本州に送り、印を請い訖り、更に本州の官をして勘對朱鑿せしめ」云々とあり、官典が行なうのは県の事務であり、後述の如く県には孔目官などの「職級」は置かれなかつたからである。

また南宋の官箴「州县提綱」卷三、檢察囚食には、

須專責獄典檢察不測、親問内有無供送、而官給之糧者、獄吏早晚例以飲食当斤呈報而後給、

と獄典なる語が見え、これは牢番である獄子に対して牢獄の文案を取扱う胥吏を指すものである⁽³⁴⁾。

更に曹彦約の「昌谷集」卷一三の納諸司白劄子には、其他如県吏之違慢、則猶有県典、県典之違慢、則猶有県佐、

と、南宋にも県典なる語が見えている。

その他、宋代を通じて、幕典⁽³⁵⁾、土典⁽³⁶⁾、攔典⁽³⁷⁾など、さまざまの例が見え、いずれも文案を取扱う胥吏として使用されている。

要するに、上に種々の修飾する言葉がついてそれぞれ指し示る対象が違っていても、典の文案を取扱う胥吏という意味は唐、五代以来一貫して変わっていないということができよう。

四 宋代に見える典吏・典史

宋代の典吏、典史について述べる前に、宋代、もう一つ

の胥吏の分類法があることに一言触れておきたい。それは「慶元条法事類」卷五二、公吏門にある名例勅に、

諸称公人者、謂衙前專副・庫・称・指子・杖直・獄子・兵級之類、称吏人者、謂職級至貼司、行案不行案人並同、称公吏者公人・吏人、

として、公人・吏人に分けるもので、このうち吏人とよばれる胥吏が今までに述べて来た典、典吏・典史に類似した用法であると思われるからである。吏人に含まれる職級とは州の監督者たる胥吏で、州の等級によって人数、職名とも少しく異なるが、府州院には都孔目官・都勾押官・孔目・勾押・開拆官・勾覆・押司官などが置かれ、³⁸ 県にはこの職級に対応して押司録事なる胥吏が置かれていた。³⁹ その下の平胥吏たる手分、胥吏見習いの貼司は州県ともに置かれていた。⁴⁰ 以上を総称して吏人といい、また吏人は人吏ともいわれたようである。⁴¹ そしてそこに含まれる多くの胥吏名が典、典吏・典史と言ひ換えられていたことは唐、五代のそれぞれの例で既に触れたところである。

これまでにたびたび注にも引用し、本稿においても非常

唐、宋時代の胥吏をあらわす典について

に多くを負っているのであるが、宋代の胥吏に関する主要な問題については、周藤吉之氏がその「宋代州県の職役と胥吏の発展」(『宋代経済史研究』一九六二年所収)においてその多くを詳細に論じられている。しかしこの典吏・典史に関する所説については疑問の点が存するように思われる。そこで先ず「一、宋代州県の職役とその変質過程」の「②宋代州県の人吏」における氏の所説を引用してみると、南宋では、「北宋末の政和三年、衙前の都知兵馬使等が都史と改められたのが、そのまま用いられていたと同様に、都孔目官は典史といわれることもあったようである」(七一六ページ)とされ、その都孔目官については「然し南宋では典史・典吏も用いられていた」(同右)とされ、孔目官については、「南宋中期以後には孔目官は都史といわれていることもあったようである」(同右)とも述べられている。以上の所説について本稿で今まで述べて来た典の用法と関連させて改めて考えてみたい。

ここでも氏が以上の所説に関して利用された史料の一部を年代順に掲げてみよう。

(1) 徽宗政和三年二月八日中書省言、契勘、今天下諸州軍因仍五代藩鎮之弊、胥徒府史有子城使・教練使・都教練使・左右押衙・左右都押衙・中軍使・兵馬使・都知兵馬使、名称鄙俗、今董正治官、革去因襲、擬釐改、作都史・副史・介史・公皂・衙皂・散皂・上隸・中隸・下隸、從之、其請給遷補出職之類、並依逐州軍見行条法施行、

〔宋会要輯稿〕職官48、牙職

(2) 紹興元年八月六日戸部言、吉州申、昨來衙前旧法係称都知兵馬使等名目、及本州人吏係称都孔目官等名目、後准指揮、衙職改都吏、人吏改典史等、契勘、建炎元年六月十六日勅、開封府官並依旧制、諸州軍府准此、窃恐都孔目官等并衙職名称亦合依旧、詔、諸路監司州县衙職人吏、並依旧制呼称、(同右)

(3) (乾道) 九年閏正月七日詳定一司勅令所言、契勘、今諸州衙職解發補官、乾道令称、孔目官每州補一名、年滿解發赴闕補官、緣政和二年二月九日指揮、都知兵馬使改

為都史、昨修書日、照都史二字、作都吏字、改移為孔目官、今看詳、合將上条内孔目官三字、依旧作都知兵馬使為文、從之、(同右)

右の史料である「宋会要輯稿」は誤字、脱字などが多いとされ、本来ならばこれだけであれこれ考えることは危険なのであるが、今のところ参考にすべき関連史料も見付からないので、先ずこの三種によって周藤氏の所説に対する疑問と自分なりの考えを示してみたい。まず(1)の史料にある都知兵馬使が都史に、兵馬使が副史に、中軍使が介史に、左右都押衙が公皂に、左右押衙が衙皂に、都教練使が上隸に、教練使が中隸に、子城使が下隸にそれぞれ改められたという事実によって、周藤氏は(2)の記事について、「吉州が上申して、衙前の都知兵馬使等と人吏の都孔目官等の名目は、指揮に准じて、衙職は都史と改め、人吏は典史と改めたが、建炎元年六月十六日の勅に依って、開封府は旧制に依らせ、諸州軍府も此に准じているので、都孔目官や衙職も旧に依らんことを請うた。そこで詔して、諸路監司・州县の衙職や人吏の称呼は旧に仍らせた」とされ(『前掲

書』七一六ページ)、(1)の「都史」が(3)にも「都知兵馬使を改めて都史と為す」とあることから、この(2)の「都史」を「都史」の誤りと考え、衙職の最右翼たる都知兵馬使がそのように改められたので、同様に人吏の最右翼たる都孔目官も典史に改められたのであろうと考えられたのではあるまいか。すると(1)には直接はあらわれないが、人吏にも衙職の場合の如く、典史以下都孔目官等に代わる一連の新しい名称が定められたのであろうか。しかし(1)の新たに改められた衙職名が実際に衙前にあたる者の名称としてだけ用いられたようではないようである。勿論、孔目官等の胥吏も実際の衙前にあてられることはあったが、宮崎市定氏は五代では孔目官等の胥吏に衙前將校の名を与えるのが優待の方法とされていたと述べられ、宋代についても、「吏人の最右翼は都孔目官であり、衙前軍將の最右翼は都知兵馬使、若くは都押衙であった。しかし実際には同一人が兼ねていたらしい。開封府の例で吏役の中、最優先的に仕官(出職)を許されるのが、宋史職官志によれば孔目官であり、宋会要稿職官四八ノ九五大中祥符九年の条によれば都押衙

唐、宋時代の胥吏をあらわす典について

であった。併し概念的にはこの両者は區別されねばならぬとされる」(傍点筆者)と述べられている。これは宋代において実際に衙前についていない孔目官などの吏人に対して、衙職の肩書きの上下によって官員の階官の如く身分の上下を示し、それが都知兵馬使(都史)に至ると最優先的に仕官(出職)することができるという法⁽⁴⁵⁾があったことをいわれているのであろう。そうだとすれば吏人の都孔目官でありながら都知兵馬使(都史)の肩書きを有するような者も当然いるはずである。また都孔目官と孔目官との関係も、都孔目官が他のさまざまな孔目官より上位の職名であるらしいが、全国の州に一律に都孔目官が置かれてはいないようである。⁽⁴⁶⁾即ち、(3)の「今諸州衙職解發補官、乾道令稱、孔目官每州補一名、年滿解發赴闕補官」という記事の孔目官も、それが都孔目官の置かれている州府であれば当然その中に都孔目官も含まれるわけである。更に(3)では政和二年二月九日(これを政和三年の誤りとすれば(1)の中書省の言の翌日となり都合がよいのであるが)に、出職を許される肩書きである都知兵馬使を、衙前系統の方は

「都史」としたので吏人系統の方は「都吏」として両者を
区別したことをいったものではないだろうか。南宋中期以
後には孔目官は都吏といわれることもあったようであると
される周藤氏の所説も、この時の規定が以後もそのまま用
いられたことを示す事例であるとは考えられないだろう
か。

(2)に見える吉州の上言中にある事実はこれとは全く別
に、衙前の総称を「都吏」と変え、人吏という語も「典
史」と呼び換えたことがあった事実を示すのではないだろ
うか。⁽⁴⁷⁾

いま、別の典史の例で以上のことを考えれば、歐陽修の
「居士外集」卷一三、河南府重脩使院記に、

洛都天下之儀表、提封万井、隸県十九、王事浩穰、百倍
他邑、而典史之局、甚陋不称、

とある記事は政和二(三?)年二月九日の指揮以前なので、
未だ河南府に置かれた都孔目官は典史とは呼ばれてはいな
いとも考えられるが、一方、指揮の出された時点以前にも
両者が混同して用いられていたので、政和二(三?)年の

指揮で呼称を典史に一定させたとも考えられなくはない。
しかしもう一方の、序文によれば政和七年に編纂されたと
いう、李元弼の「作邑自箴」卷三、処事に、

告示写状鈔書鋪戸、每名召土着人三名保識、自来有行止
不曾犯徒刑、即不是吏人勒停、配軍揀放、老疾不任科
決、及有蔭贖之人、与本県典史不是親戚、勘会得実、置
簿、并保人姓名籍定、各用木牌書状式并約束事件、掛門
首、

とある記事中に見える典史は、明らかに本県典史とあって
都孔目官を指してはいない。都孔目官は州の胥吏だからで
ある。

また都孔目官が南宋には典史・典史ともいわれたとされ
て、「宋会要輯稿」食貨70、賦税雜録、紹興二十七年六月
二十三日の条に郷書手とともに見える「典史」の例を掲げ
られているが、胥吏と郷書手が結託して悪弊をなす例は南
宋には多く見られ、そこに併記されている胥吏名も前述の
專典の条の「宋会要輯稿」の用例をはじめ、同書、食貨
66、役法、紹熙二年十一月二七日の条には、

訪聞、州県人吏・郷司受属抑勒下戸、充催税保長、不照
条限、点追比磨、将逃亡倚閣税賦、抑令陪備、輸納官
物、以至破家蕩産、深可憐憫、

と、州県人吏とともに見えることもあり、同じく、開禧三
年九月十四日の条には、

……如有不実不公、却許照条限越訴、許行改正、本県
典押、並照差役不当本条、与郷司、並行断勒、永不收斂、
と、県の典押（押司録事）とともに見え、更に「慶元条法
事類」卷四七、賦役門の戸婚勅に、

諸銷税租簿吏人・書手、受県鈔或取到監住鈔、而不即時
勾銷、致毀失者、雖会恩、仍勒停、

と、やはり吏人とともに見えている。以上の諸例から見て
も、最初の典吏がただ都孔目官だけを指すとは考えられ
ず、吏人、即ち文案を取扱う胥吏の汎称として典吏が用い
られ、典史も唐、五代の例の如くほぼ同義語として用いら
れていると思われる。そこで最後に唐、五代と同様な意味
で用いられている典吏の用例を北宋、南宋を通じて掲げ、
この章のまとめとしたい。先ず、「統資治通鑑長編」卷九

唐、宋時代の胥吏をあらわす典について

七、天禧五年八月甲寅の洛州団練使附馬都尉王貽貞の言
に、

諸州捕盜、限外不獲、其三大戸・弓手・典吏並行決罰、
伏縁、典吏止行遣文書、与弓手・三大戸、情或不等、望
自今三限不獲、從杖八十区断、

とあり、明らかに典吏は文書を扱う胥吏であることを示し
ている。次に、同書、卷二二七、熙寧四年冬十月壬子の条
の、役法改革に関する部分にも、

募法三人相任、衙前仍供抵擬、弓手試武芸、典史試書
算、以三年或二年乃更、

と見え、募役法で典吏を採用する際に書算を試験するとい
うのであるから当然この典史は文案を扱う胥吏である。同
八年四月丁亥の条にも、

又批、市例錢、元条無稅物、商人当納与否、旧舟楫入京
城、典史並縁為姦、丐取難留、而征筭入官十纔三四、於
是有司請計所丐取數、減五六收之、以祿典史、而典史犯
丐取百錢以上、皆坐配法、征筭入官、十收其八、皆縁有
稅物始収、至是上疑無稅物者亦収市例錢故、以問中書也、

とあり、胥吏に重祿法が施行された際、上(神宗)が市例⁵⁰⁾銭について問うた時、その説明の文中に典吏という語が見え、彼らが京師に入る物品に課税する事務にあたり、巧取の弊がひどかったのが、この市例銭により典吏に給与を支給することによってその弊害がおさまったことが述べられている。ここでもやはり典吏は文案を取扱う胥吏である。

歐陽修の「居士外集」、卷二二「硯譜」にもこの典吏なる語が見え、

今見官府典吏、以破盆甕片、研墨作文書、尤快也、

とあり、実際に官府の典吏が破盆甕片などを硯にして文書を作成している様子が描写されている。南宋に見える例としては、「宋会要輯稿」食貨14、免役、紹興五年正月十八日の条に、

臣寮言、州県保正副未嘗肯請雇銭、并典吏雇銭亦不曾給、乞行拘収、戸部看詳、州県典吏雇銭、若不支給、切恐無以責其廉謹、

と見え、州県の典吏にかつて給されていた雇銭が支給されないので支給するようにとの上言があり、同書、食貨70、

賦税の紹熙二年六月十一日の条には、前知福州の馬大周が福州の両税の三限について述べ、その末尾に、

人戸寺院合給秋米税佃銭、通年分三限、第一限十一月二十五日、第二、十二月二十五日、第三、正月二十五日、今作兩限、第一限展至十二月初十日終、第二限展至次年正月終、向後年分以此為準至為定法、此典吏輒有更易、並依条施行、

と、両税徴収にあたる典吏が新しく定めた期限を勝手に改めて不正を行った場合は処罰せんことを上言している。南宋に編纂された二種の官箴にも典吏なる語が散見する。作者不明の「州県提綱」卷三、夜親定獄には、

県令有憚其夜点獄者、或分之佐官、或委之典吏、皆於法不許、若有過失、罪將誰歸、

と県の典吏が見え、胡太初撰の「書簾緒論」、催科篇第八にも、

民戸之受害者、莫甚於已納重追、(中略)此合責之典吏、毎月將已納戸名、逐項銷豁、

と徴税に責任をもつ典吏が見えている。更に真徳秀の「真

西山文集」、卷一一、奏乞将知寧国府張忠恕亟賜罷黜には知府の張忠恕を弾劾して、

如涇県土瘠民貧、所科亦一万一千四百余石、忠恕尚怒其少、形之批判、必欲其急作措置、否則県官按奏黜責、典吏刺配嶺海、是趣迫官吏、使之毒民也、

といい、寧国府治下の涇県の典吏が張忠恕の苛政の犠牲になっ

ていることを述べている。

以上の如く典吏なる語は北宋、南宋を通じてさまざまに文献中に見え、しかも州の胥吏としてだけではなく県に見える場合も少なくない。そして全てが唐、五代の用例の場合と同じく、文案を取扱う胥吏としてあらわれている。そこで宋代に見える典吏・典史も以前の用例と同じく、都孔目官という州の胥吏の一職名と考えるより、州県に置かれた文案を取扱う胥吏の汎称と考えた方が妥当であると思われるのである。

おわりに

文案を取扱う胥吏を意味する典なる語と、それが吏・史

唐、宋時代の胥吏をあらわす典について

と組み合わせられ同様な意味をもつ典吏・典史という語は、以上述べてきた如くほぼ唐代から五代、宋にわたって見えている。

しかし、はじめにも触れた如く、後世、典吏と典史はそれぞれ別なものを指す用語で、例えば明代では典吏・典史は全く別なものを指している。典史については、和田清編『明史食貨志訳注』下（一九五七年）、一〇六三ページの注（七八）に、「県の典史とは、県衙門の下級官で、定員一人。文移の出纳を典り、県の佐貳官たる県丞或は主簿の無い場合は、県丞・主簿の職務を分領した」とあり、又、「併し乍ら、明代既に県の典史は県下の捕盜警察のことも掌り、清代に入っては寧ろその方が専職となったようである」とあり、当時の胥吏を示す典吏とは異なる下級官としている。この点にこれ以上詳しく言及することは本稿の範囲外であろうから、いま元、明の典吏・典史に触れたいつかの論考を紹介するに止め、専門家の御意見を仰ぎたいと思う。

先ず元代の典史については注（34）でも一部ふれたが、

牧野修二氏は「元代勾当官の体系的研究(その四)」において、「典吏は中央地方をとわず、しかるべき衙門には必ず配属されてあった文書関係事務を職掌とする胥吏である」(二九ページ)とされ、氏も本稿で今まで述べて来た内容とはほぼ同意義に解されているようである。

ところが典史の方は元代においても既に明代と同様に下級官を示しているようである。例えば「元史」と「明史」の職官志を並記してみると、「元史」では、

上。県、秩。從。六。品、達。魯。花。赤。一。員、尹。一。員、丞。一。員、簿。一。員、尉。一。員、典。史。二。員、中。県、秩。正。七。品、不。置。丞、余。如。悉。上。県。之。制、下。県、秩。從。七。品、置。官。如。中。県、民。少。事。簡。之。地、則。以。簿。兼。尉、後。又。別。置。尉、尉。主。捕。盜。之。事、別。有。印、典。史。一。員、(「元史」卷九一、百官七)

とあり、一方「明史」でも、

県、知。県。一。人、正。七。品、県。丞。一。人、正。八。品、主。簿。一。人、正。九。品、其。屬、典。史。一。人、(「明史」卷七五、職官四)とあって、双方とも典史を県の最下級の官であるとしてお

り、更に小林高四郎、岡本敬二編、『通制条格の研究訳注』第一冊(一九六四年)の三八一ページにある典史の注には、「各役所の下級官吏で、文移の出納を掌ったもの」とし、「元代では主として、警巡院や打捕戸、工匠を管する下級官庁におかれた」ともされている。この典史は元及び明代、官といっても文書事務のみを取り扱い、行政審議には関係しない下級官、即ち首領官と呼ばれたものであったようである。⁽⁵²⁾

以上の如く元代には既に典史と典吏が一方では首領官という一番低い官として、もう一方は従来と同じく胥吏の呼称として用いられている。いつこのように規定されたかははっきりしないが、両者ともやはり文書を扱うことが主な職掌であり、唐から宋に見える典吏・典史が後世でも同様な意味をもって使用されたのであろう。

註

(1) ここでその全てを註記することはできないが、以下の注でそれぞれ引用するもの以外に唐、宋の胥吏を併せ述べたものとして、岡田美智子氏「中国に於ける胥吏について——主に唐宋を中心として——」(史窓9 一九五六)が、唐までを扱った

ものとして、村上嘉実氏「吏事の研究(その二)」(人文論究16

—1 一九六五)、同、「吏事(吏事の研究その三)」(『田村博士頌寿

東洋史論叢』一九六八)、同、「吏事(吏事の研究その四)

学13—2 一九六六)があり、宋代については、福沢与九郎氏

「宋代地方政治に関する一管見」(東方学19 一九五九)、村上

嘉実氏「宋代の吏事(その一)」(人文論究17—4 一九六七)、

同、「宋代の吏事(その二)」(関西学院大学創立80周年文学部

論文集』一九七〇)佐伯富氏「宋朝集権官僚制の成立」、六、

胥吏制度の成立(『岩波講座世界歴史』9 一九七〇)熊本崇氏

「倉法考—その施行の意義と変遷—」(集刊東洋学38 一九七

七)などがある。

(2) 曾我部静雄氏「中国往古の胥吏制度」(『中国律令史の研究』

一九七二所収)

(3) 村上嘉実氏「官と吏」(『吏事の研究その一』(六朝隋唐五代史のうち))

学75周年文学部記念論文集』所収 一九六四)には、「胥は周礼

天官に見え、礼記王制のいわゆる庶人在官の者であり、胥は助

の意で、はじめは主として力を以て奉仕していたが、その一部

は次第に文書を取りあつかう事務的才能を以て独立するに至っ

たものと思われる。一方吏はがんらい治人の官を意味したので

あるが、政治の複雑化と共に、上級官吏は事務を下級官吏に委

し、かくして次第に胥吏階級の台頭をうながすに至った。」(三

四五ページ)とある。

(4) 宮崎市定氏「九品官人法の研究」(一九五六再版)三三八、

唐、宋時代の胥吏をあらわす典について

五五〇ページ参照。

(5) 築山治三郎氏「唐代の胥吏」(『唐代政治制度の研究』一

五六七)所収

(6) 宮崎市定氏「王安石の吏士合一策」の註①(三一三ペー

ジ)参照。(『アジア史研究一』一九五七所収)

(7) 船越泰次氏「五代節度使体制下に於ける末端支配の考察—

所由・節級考—」(集刊東洋学13 一九六五)

(8) 築山氏、註(5)の論文、四三八—四四〇ページ参照。

(9) 同右、四六五—四六七ページ、及び次の註(10)の論文、

六二、三ページにはそれぞれ州県に置かれた胥吏の職名、人数

が表にして掲げられている。

(10) 船越泰次氏「唐代均田制下における佐史、里正」三、唐代

地方統治機構と諸色職掌人、及びその註(14)(文化31—8 一

九六八)

(11) 五代の孔目官系統の胥吏については、周藤吉之氏「五代節

度使の支配体制」二、の(4)「孔目官・勾押官・糧料使」(『宋代

経済史研究』一九六二)に詳しく、宋代のそれについては注

(12)の論文に詳しい。

(12) 同右、「宋代経済史研究」所収。なおこの論文の一部につ

いては後にも触れていきたい。

(13) 宮崎市定氏「清代の胥吏と幕友」、三三四ページ参照。

(『アジア史論考』下巻一九七六所収)

(14) 宮崎市、註(4)の五五〇ページには隋代の例であるが、

(一八五)

七五

職名としての「書吏」が見えている。

(15) 周藤吉之氏「宋代における税租鈔」、一四九ページ参照。

(「宋代史研究」一九六九所収)。なお、末文鈔については同じページに「税を納めるには期限があり、初限(第一限)・中限(第二限)・末限(第三限)とあって、末限には必ず納めなければならぬので、この末限の文鈔をいったもの」であるときれている。

(16) 船越氏は註(7)の論文三三ページにおいて「五代会要」

卷一九、県令上を引用し、「州府には都孔目官・句押官、本孔目・句押・官典などの胥吏がおって、管下州県の徴税を監督していたようであり、その下に、州県には押司・録事・本典などの胥吏が、又、郷村には郷里正・孔目・書手などの恐らくは役人がおって、徴税を主宰していたことが知られる」とされるが、後述の結論から考えて改めてその一部を引用すると、

：州県押司録事・本典、及郷里正・孔目・書手、各徒二年、仍配重役、本孔目・句押官典、杖七十、都孔目官・句押官、杖六十、並退職、

とすべきで、押司録事・本典(徴税担当の典)が県の胥吏を、郷里正・孔目・書手が恐らく郷村の役人を、本孔目(官)・句押官の典(州の徴税担当の典)が州の胥吏を、また都孔目官・(都)句押官が責任者たる州の胥吏を示すものであろう。

(17) この勅節文は「五代会要」卷一五、考功の条にも見え、「本句典官典」としているが、そこでは他にも「違格限」を「限

格限」とするなど意味の通じない部分も多いので衍字としてここでは冊府元龜に従った。

(18) 句官については「旧唐書」卷四三、職官二、尚書都省の条に、

其天下諸州、則本司推校、以授句官、句官審之、連署封印、附計帳、使納于都省、

なる文章が見え、これは恐らく官員の職掌を述べたものであるが、胥吏にも同じようなシステムが存したと考えられる。また宋代にも後出の官典の条の史料に句院なる文字が見える。

(19) 宮崎市定氏「宋代州県制度の由来とその特色——特に衙前の変遷について——」(『アジア史研究』四 一九六四所収)

判官とは節度判官、觀察判官などの幕職官をいい、曹官とはその下の功・倉、戸・兵・法・士曹の参軍事をいう。ここには唐から宋に至る州の官制の変遷が詳述されており、特に五代では、「曹官も縮減を加えられ、五代の間に司戸参軍一人だけを留めて他は全部廃止されたことがあり、その後録事参軍と司法参軍のみが復活された」(五七ページ)ことが述べられている。

(20) 同文が「冊府元龜」卷四八八、邦計部、賦税二に見えており「別加耗一束」を「別納加耗一束」に、「同供繫豎」を「同供繫署」としている。

(21) 公廩本錢については鞠清遠原著、中島敏訳注『唐代財政史』(一九六六再版)、吉田虎雄著『唐代租税の研究』(一九七三)、鈴木俊「唐の戸税と均田制」(中央大定文学部紀要3「史学科

1「一九五五」など参照。

(22) 十悪とは謀反・謀大逆・謀叛・惡逆・不道・大不敬・不孝・不睦・不義・内乱をいう。内田智雄編『訳注統中国歴代刑法志』(一九七〇)一四四ページ参照。

(23) 五代の加耗については、日野開三郎著『五代史』(中国古典新書)一九七二、一四三ページに各種加耗の一覽表が掲載されている。

(24) 孔目(官)・句押(官)などは既に何度か触れ、また註(12)周藤氏の論文にもここに見えるいくつかの官名について触れられているが、この区切り方は註(21)『唐代財政史』一四四ページによった。

(25) 註(10)の論文中の、八〇ページの注(14)及び八一ページの注(27)参照。

(26) 註(2)の論文において、曾我部氏は「この府・史・胥・徒の中で、府と史は事務的労働に従事して官長に雇傭された所謂庶民にして官に在るものであり、彼等に対する俸禄もあって准官僚階級をなすものであるが、胥と徒は肉体労働に従事するものであり、義務的な徭役によって職に従うものであるから、俸禄はなく、政治の面には現われない階級である」(四六一〜二ページ)とされる。

(27) この文章は、「唐会要」卷九三、諸司諸色本錢上には光宅元年の条に見えている。

(28) 村上氏、註(3)の論文三四四ページ参照。

唐、宋時代の胥吏をあらわす典について

(29) 周藤吉之氏、「北宋の三司の性格」の「三、三司の人吏と諸局吏の賽神会」(『宋代史研究』一九六九所収)を参照。

(30) 主典なる語は隋代にも一例見えている。それは典吏の例でも掲げた「隋書」卷二五、刑法志で、

(開皇)十六年有司奏、合川倉粟少七千石、命斛律孝卿鞠問其事、以為主典所竊、復令孝卿馳馭斬之、没其家為奴婢、鬻粟以填之、

と見えているものである。詳しくは註(22)の『訳注統中国歴代刑法志』、一〇二ページ参照。

(31) 周藤氏、註(12)の論文七〇五ページ参照。

(32) この上疏は『統資治通鑑長編』卷四三二、哲宗元祐四年八月の条にも見え、そこでは九十貫を九千貫としている。又、この專典を絹典とも言い換えている。これは和買絹などの絹を扱う胥吏(典)を指して言ったものである。詳しくは前註の論文七八六ページ参照。

(33) 「旧五代史」卷四七、唐書末帝紀中にも、

(清泰二年五月)乙巳、詔、天下見禁囚徒、自五月十二日以前、除十惡五逆、放火燒舍、持杖殺人、官典犯職、偽行印信、合造毒殺、并見欠省錢外、罪無輕重、一切釈放、とあって、五代にも類似の条文が見え、この中にも官典なる語が見えている。

(34) 牧野修二氏「元代勾当官の体系的研究(その四)」(愛媛大学法文学部論集 文学科編八号 一九七五)の三三ページに

は、元代にもこの語が見え、それが典吏の省略された形であるとの説明がある。

(35) 「皇朝類苑」卷四五、張密学(乘)の条に、

…旁有一胥、容服謹嚴、視之、乃乘從事河陽日一幕典、とみえる。

(36) 「宋会要輯稿」食貨18、商税、嘉泰三年六月二十四日の条の記事中に、

又具有原曰石梯・石津、在両山間、田土狹隘、人戸耕鑿、方成聚落、転運司忍置二場、召郷豪買朴、自置土典・欄頭、とみえる。

(37) 「晝簾緒論」理財篇第九に、

照則例合行收税一貫文者、今権収八百或九百、其攔典・合干人等費用、一切痛革、とみえる。

(38) 周藤氏、註(12)の論文七〇五ページ参照。

(39) 同右、七二三ページ参照。

(40) 同右、七〇六、七二三ページ参照。

(41) 柳田節子氏はこの吏人と人吏について、「吏学指南によると、吏人は俸を請けて文書を掌管する者、人吏は俸無くして貼書の吏として区別して解説しているが、両者は必ずしも嚴密に使い分けられていたわけではなく、むしろ史料上混同して用いられている場合が多い」とされている(「宋代形勢戸の形成」東洋史研究27—3 一九六八)。ここでもこの意見に従いたい。

(42) 周藤氏、註(12)の論文、「二、宋代州県の職役とその変質過程、(1)、宋代の衙前」を参照。

(43) 宮崎市定氏「胥吏の陪備を中心として—中国官吏生活の一面—」一六九ページの注(11)を参照。(「アジア史研究」三一 一九六三所収)

(44) 宮崎氏、注(19)の論文中の、八四ページの注(17)参照。

(45) 宮崎氏は右の論文七六ページに「嘉定赤城志」十七、「宋会要輯稿」職官48、牙職による(1)都知兵馬使・(2)兵馬使・(3)中軍使・(4)(5)左右都押衙・(6)(7)左右押衙・(8)都教練使・(9)守闕都教練使・(10)(11)左右教練使・(12)(13)守闕左右教練使という十三階の衙前軍將のランクを掲げられている。本文中(1)の政和三年二月八日の記事にはこの全てが見えるわけではないが、以上の如き名称が都史以下の雅名に変えられたのであろう。なお周藤氏、註(12)の論文六六五、六六七、六九一ページも参照。

(46) 宮崎、周藤両氏も既に引かれているが、「宋会要輯稿」職官47、判知州府軍監には、

其余州府使院、置都孔目官・都勾押官各一人、又節度・觀察有孔目・勾押・勾覆・押司官・前後行之名、とあって、州のランクの違いによって胥吏の置かれ方も違っているのがわかる。

(47) 本文中にも「係称都知兵馬使等名目」とか「衙職」、「人吏」などと称しているのも、これが単に都知兵馬使や都孔目官のみを指すものではないことを示唆しているようである。

(48) 前述の主典の条に引いた「宋史」と註(31)を参照。

(49) 郷書手については周藤吉之氏「宋代郷村制度の変遷過程」

『唐宋社会経済史研究』一九六五所収)を参照。

(50) 宮崎氏、註(6)の論文三三三—三三三ページ参照。

(51) 繆全吉著『明代胥吏』(一九六九)、第一篇、胥吏之組織与 役務、第一章、胥吏之編成、二〇—二四ページには明代の中央、 地方の吏額が掲げられており、そこにも多くの典吏の名が見え ている。

(52) 『明史食貨志訳注』下には「首領官の禄は、凡そ内外官吏 の提控案牘、州の吏目、県の典史は皆な月米三石」(一〇五八 ページ)とあり、元の場合も『通制条格の研究訳注』第一冊の 大徳七年九月、中書省、江西行省の咨の条に、「即目、各処の典 史は、擬って応に得べき都・吏目の人員の内より選差している が……」(三八一ページ)とあり、前ページの注③に都目・ 吏目は首領官であると注している。

〔補注〕

本文及び註(34)に引用した牧野修二氏の論文は同じ題名で単 行本として出版された(大明堂 昭和54年2月)。しかし本稿校 正時であったため、ここでは雑誌掲載のものに依っている。

〔附記〕 本稿を作成するにあたり、本塾、東洋史の多くの方々 に貴重な御助言を賜わり、とくに明代の典史・典吏については

唐、宋時代の胥吏をあらわす典について

和田博徳教授の御教示を得た。ここに記して謝意を表する。